

(その1)

収 支 報 告 書

令和 6 年分
(年 月 日開催分)

- (ふ り が な)
1. 政治団体の名称
2. 主たる事務所の所在地

ぜいりしによるげんぱこういちろうこうえんかい
税理士による玄葉光一郎後援会

福島県東白川郡棚倉町棚倉字広畑184-1 インテルセイビル2F

3. 代表者の氏名

金澤 博信

4. 会計責任者の氏名

有賀 秀晴

(事務担当者の氏名)

有賀 秀晴

(電話)

0248-23-2646

(収受欄)



資金管理団体の指定の有無	
☐ 有	☒ 無
公職の種類	
資金管理団体の届出をした者の氏名	

資金管理団体の指定の期間	
年 月 日から	年 月 日まで

(選管使用欄)

団体番号	審査記録	入力
4320	☒	☒

政治団体の区分

- ☐ 政党
- ☐ 政党の支部
- ☐ 政治資金団体
- ☐ 政治資金規正法第18条の2第1項の規定による政治団体
- ☒ その他の政治団体
- ☐ その他の政治団体の支部

活動区域の区分

- ☐ 2以上の都道府県の区域等
- ☒ 同一の都道府県の区域内

国会議員関係政治団体の区分

- ☐ 政治資金規正法第19条の7第1項第1号に係る国会議員関係政治団体
- ☐ 政治資金規正法第19条の7第1項第2号に係る国会議員関係政治団体

公職の候補者の氏名

公職の種類

国会議員関係政治団体に関する特例の適用期間

年 月 日から

年 月 日まで

(その2)

収 支 の 状 況

1 収支の総括表

収 入 総 額	388,012
(前年からの繰越額)	98,002
(本年の収入額)	290,010
支 出 総 額	231,900
翌 年 へ の 繰 越 額	156,112

2 収入項目別金額の内訳

(1) 個人の負担する党費又は会費		
金 額	40,000	
員 数	10	
(2) 寄 附		
ア 寄 附 (イ を 除 く 。) の 区 分	金 額	備 考
(ア) 個 人 か ら の 寄 附	0	
(うち特定寄附)	0	
(イ) 法 人 そ の 他 の 団 体 か ら の 寄 附	0	
(ウ) 政 治 団 体 か ら の 寄 附	250,000	
小 計 (ア)+(イ)+(ウ)	250,000	
(寄附のうちあっせんによるもの)	0	
イ 政 党 匿 名 寄 附	0	
合 計 (ア+イ)	250,000	

注1) 同一の者からの寄附(イに該当するものを除く。)で、その金額の合計額が、年間5万円を超えるものについては(その7)の内訳欄に、その寄附をした者の氏名、住所及び職業並びに金額及び年月日を記載しなければなりません。なお、租税特別措置法第41条の18の適用を受けようとする場合は、その金額にかかわらず同じく内訳欄の記載が必要です。以上に該当しないものは、(その7)の「その他の寄附」欄にまとめて記載してください。

注2) イに該当する寄附について(その9)に同一の日に同一の場所で受けた寄附ごとに、その金額の合計額並びに年月日及び場所を記載してください。

(その7)

(7) 寄 附 の 内 訳			寄 附 者 の 区 分	政 治 団 体	
団 体 の 名 称	金 額	年月日	主たる事務所の所在地	代表者の氏名	備 考
福島県税理士政治連盟	100,000	R6.03.25	郡山市堤下8番10号	熊田 耕治	
福島県税理士政治連盟	50,000	R6.06.17	郡山市堤下8番10号	熊田 耕治	
福島県税理士政治連盟	100,000	R6.10.17	郡山市堤下8番10号	熊田 耕治	
こ の 頁 の 小 計	250,000				
そ の 他 の 寄 附	0				
合 計	250,000				

(その6)

(6) その他の収入		
摘要（1件10万円以上のもの）	金 額	備 考（年月日等）
	十億 百万 千 円	
こ の 頁 の 小 計	0	/
1 件 10 万 円 未 満 の も の	10	
合 計	10	

注） その他の収入（個人が負担する党費又は会費、寄附、機関紙誌の発行その他の事業による収入、借入金及び本部又は支部から供与された交付金に係る収入以外の収入をいいます。）については、1件当たりの金額（数回にわたってされたときは、その合計金額）が10万円以上のものについて、その基因となった事実並びにその金額及び年月日を記載すること。

(その13)

3. 支出項目別金額の内訳

(1) 支出の総括表

項	目	金	額	備	考
1 経	常	経	費		
(1) 人	件	費	費		
			0		
(2) 光	熱	水	費		
			0		
(3) 備	品	・	消	耗	品
			費		
			0		
(4) 事	務	所	費		
			0		
小	計		0		
2 政	治	活	動	費	
(1) 組	織	活	動	費	
			131,900		
(2) 選	挙	関	係	費	
			100,000		
(3) 機	関	紙	誌	の	発
そ	の	他	の	事	業
			費		
			0		
ア	機	関	紙	誌	の
			発	行	事
			業	費	
			0		
イ	宣	伝	事	業	費
			0		
ウ	政	治	資	金	パ
			ー	ティ	ー
			開	催	事
			業	費	
			0		
エ	そ	の	他	の	事
			業	費	
			0		
小	計	((3)ア～エ)	0		
(4) 調	査	研	究	費	
			0		
(5) 寄	附	・	交	付	金
			0		
(6) そ	の	他	の	経	費
			0		
小	計		231,900		
合	計		231,900		

(その15)

(3) 政治活動費の内訳			項目別区分	組織活動費	(大会費)
支出の目的 (1件当たり5万円以上のもの)	金 額	年 月 日	支出を受けた者の氏名 (団体にあっては、その名称)	支出を受けた者の住所 (団体にあっては、主たる事務所の所在地)	備 考
定期総会 食事代	71,900	R6. 01. 28	新駒本店	白河市老久保88-1	
こ の 頁 の 小 計	71,900				
そ の 他 の 支 出 (1件当たり5万円未満のもの)	0				
合 計	71,900				

注) 「項目別区分」欄には、「組織活動費(大会費)」というように小分類した費目まで記載すること。
「支出の目的」欄には、当該支出の目的を「会場借上費」、「弁当代」、「タクシー代」というように具体的に記載すること。

(その15)

(3) 政治活動費の内訳			項目別区分	組織活動費	(渉外費)
支出の目的 (1件当たり5万円以上のもの)	金 額	年 月 日	支出を受けた者の氏名 (団体にあっては、その名称)	支出を受けた者の住所 (団体にあっては、主たる事務所の所在地)	備 考
玄葉光一郎政経セミナー参加費	60,000	R6.05.14	21世紀政文会	千代田区永田町2-2-1	
こ の 頁 の 小 計	60,000				
そ の 他 の 支 出 (1件当たり5万円未満のもの)	0				
合 計	60,000				

注) 「項目別区分」欄には、「組織活動費(大会費)」というように小分類した費目まで記載すること。
「支出の目的」欄には、当該支出の目的を「会場借上費」、「弁当代」、「タクシー代」というように具体的に記載すること。

(その15)

(3) 政治活動費の内訳			項目別区分	選挙関係費	(陣中見舞)
支出の目的 (1件当たり5万円以上のもの)	金 額	年 月 日	支出を受けた者の氏名 (団体にあつては、その名称)	支出を受けた者の住所 (団体にあつては、主たる事務所の所在地)	備 考
陣中見舞	100,000	R6. 10. 17	げんば光一郎総合選対本部	郡山市鶴見垣2丁目15-16	
こ の 頁 の 小 計	100,000				
そ の 他 の 支 出 (1件当たり5万円未満のもの)	0				
合 計	100,000				

注) 「項目別区分」欄には、「組織活動費(大会費)」というように小分類した費目まで記載すること。
「支出の目的」欄には、当該支出の目的を「会場借上費」、「弁当代」、「タクシー代」というように具体的に記載すること。

(その17)

資 産 等 の 状 況

1 資産等の総括表

資 産 等 の 有 無			
資 産 等 の 項 目 別 区 分	有	無	備 考
ア 土 地	☐	☒	
イ 建 物	☐	☒	
ウ 建物の所有を目的とする地上権又は土地の賃借権	☐	☒	
エ 取得の価額が100万円を超える動産	☐	☒	
オ 預金(普通預金及び当座預金を除く。)若しくは貯金(普通貯金を除く。)又は郵便貯金(通常郵便貯金を除く。)	☐	☒	
カ 金 銭 信 託	☐	☒	
キ 有 価 証 券	☐	☒	
ク 出 資 に よ る 権 利	☐	☒	
ケ 貸付先ごとの残高が100万円を超える貸付金	☐	☒	
コ 支払われた金額が100万円を超える敷金	☐	☒	
サ 取得の価額が100万円を超える施設の利用に関する権利	☐	☒	
シ 借入先ごとの残高が100万円を超える借入金	☐	☒	

宣 誓 書

添 付 書 類 (別添のとおり)

- 1 領収書等の写し
- 2 振込明細書に係る支出目的書

この報告書は、政治資金規正法に従って作成したものであって、真実に相違ありません。

令和 7 年 3 月 25 日 ,

政治団体の名称

税理士による玄葉光一郎後援会

会計責任者の氏名

有賀 秀晴



代表者の氏名 (解散団体のみ)



- (備考)
- 1 「会計責任者の氏名」欄は、記名押印又は署名とし、署名は必ず会計責任者本人が自署すること。
 - 2 解散に伴う収支報告書の場合については、代表者であった者の記名押印又は署名が必要であり、署名は必ず代表者本人が自署すること。